

鹿屋市集落水道施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市集落水道施設整備事業補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

補助対象経費	補助金の額
水道施設の整備及びそれに附帯する新規の消火栓設置の工事に要する経費のうち、法の基準に基づいて算出して得た額。ただし、国若しくは県の補助又は市から原材料の支給（以下「補助等」という。）を受けたものについては、当該法の基準に基づいて算出して得た額から補助等の合計額を控除して得た額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 世帯数30戸以下 補助対象経費の10分の6以内の額 (2) 世帯数31戸以上100戸以下 補助対象経費の10分の5以内の額 (3) 世帯数101戸以上 補助対象経費の10分の4以内の額
現在使用している水道施設で、除去困難な有害物質が法に定めた基準を超えるものについて、その水道施設の復旧工事に要する経費のうち、法の基準に基づいて算出して得た額	補助対象経費の10分の8以内の額
災害等復旧事業に要する経費のうち市長が必要と認める額	補助対象経費の10分の8以内の額

備考 「世帯数」とは、補助を受ける当該集落水道の組合を構成する組合員の世帯数をいう。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。